

ルーマニア

意匠規則

1997年4月25日法令第122号

1997年4月25日施行

目次

第1章

- 規則1 工業意匠及びひな形の保護
- 規則2 用語
- 規則3 OSIMにおける手続の代理
- 規則4 工業意匠又はひな形のOSIMへの登録出願
- 規則5 登録出願対象
- 規則6 公用語
- 規則7 工業意匠及びひな形の登録出願の秘密的性質
- 規則8 正規の国内出願
- 規則9 複合出願
- 規則10 補正，補完，訂正，期間
- 規則11 正規の国内出願日
- 規則12 国内出願日の決定に左右しないその他の出願添付書類
- 規則13 取下，放棄

第2章

- 規則14 予備審査
- 規則15 出願の分類
- 規則16 工業意匠又はひな形の登録出願の公告
- 規則17 工業意匠又はひな形の登録に対する第三者の異議申立
- 規則18 工業意匠及びひな形の登録出願の審査
- 規則19 工業意匠及びひな形の国際出願に関するヘーグ協定に基づいて提出された国際出願の審査
- 規則20 審判
- 規則21 工業意匠又はひな形登録証の付与
- 規則22 更新
- 規則23 取消
- 規則24 手数料

第 1 章

規則 1 工業意匠及びひな形の保護

工業意匠及びひな形は、ルーマニアが当事者となっている国際条約、国際協約及び国際協定の遵守を条件として、1993年1月8日の官報1号に公告された1992年12月29日の法律129号に従って保護されるものとする。

規則 2 用語

本規則において使用される用語は次の意味を有するものとする。

「本法」とは、工業意匠及びひな形の保護に関する1992年12月29日の法律129号をいう。

「OSIM」とは、国家発明商標庁をいう。

「作者又は創作者」とは、工業意匠又はひな形を創作した自然人をいう。

「承継人」とは、工業意匠又はひな形登録証の付与を受ける権利若しくは付与された工業意匠又はひな形の登録証から生ずる権利のうち何れかの譲渡を受けた自然人又は法人をいう。

「出願人」とは、工業意匠又はひな形の登録及び工業意匠又はひな形登録証の付与をOSIMに申請する自然人又は法人をいう。

「所有者」とは、工業意匠又はひな形登録証により与えられる権利を有する自然人又は法人で当該登録証の名義人である者をいう。

工業意匠又はひな形の登録のための「出願」とは、工業意匠及びひな形登録証の付与を求める明示的な文言が記載された出願をいう。

「説明書」とは、第12条でいう、工業意匠又はひな形の美的外観に関する新規性ある特徴的要素の文書による簡潔な説明をいう。

「権限ある代理人」とは、OSIMへの手続に関してもまた代理人たる資格を有する工業所有権弁護士をいう。

1992年12月29日の法律129号による「工業意匠」とは、実用的機能を有する製品の新規性ある2次元的外観をいう。

1992年12月29日の法律129号による「工業ひな形」とは、実用的機能を有する製品の新規性ある3次元的外観をいう。

「正規の国内出願」とは、(本法第12条に従い)説明書及び図的複製物を伴う工業意匠又はひな形の登録出願をいう。

「複合出願」とは、1969年10月8日のロカルノ協定(1978年10月2日改定)に基づく国際分類上、同一の製品範疇に含まれかつ同一類及び同一種に属する複数の工業意匠又はひな形から成る出願をいう。

「出願日」とは、(本法第13条に従い)正規の国内出願がOSIMによって受理された日をいう。

「優先日」とは、工業所有権の保護に関するパリ条約に規定される条件に従い、何れの管轄当局に対してであるかに拘らず工業意匠及びひな形の登録出願が最初に提出された日、及び国際博覧会に工業意匠又はひな形が展示された日をいう。

「BOPI-DMI」とは、工業意匠及びひな形局の工業所有権公報をいう。

「公告」とは、公衆の閲覧に供することをいう。

「異議申立」とは、工業意匠又はひな形の登録に対する異議の申立て、かかる意匠又はひ

な形の公告から 3 月以内に正当な動機により書面で提出されるものをいう。

規則 3 OSIM における手続の代理

OSIM での手続にあたり，ルーマニアの出願人又は所有者は，本人自ら出頭するか又は OSIM の認定する工業所有権弁護士をその代理人とすることができる。

OSIM での手続にあたり，ルーマニア以外の出願人又は所有者は，OSIM の認定する工業所有権弁護士をその代理人としなければならない。

規則 4 工業意匠又はひな形の OSIM への登録出願

(1) 工業意匠又はひな形の登録出願は，OSIM の一般登録局に対し，次の方法で行なう。

(a) 直接

(b) 郵送(配達証明付書留郵便)。なおこの場合，OSIM による受領日をもって出願日とみなす。

(c) ファクシミリ又は電子的手段(郵便による確認を要し，その時点で一般登録局より出願日が与えられる。)

(2) OSIM の登録局は，願書及びその添付書類(意匠，委任状等)上に，これらを受理した日及び登録番号を記す。予備審査後，受理日から 30 日以内に，願書の写 1 部が，OSIM の確認した瑕疵及びこれを是正することのできる期限を示して出願人に返却される。

(3) 出願後に OSIM の登録局に提出されたその他の書類は審査委員会によって分析されるものとし，訂正の必要がある場合はその旨出願人に通知されるものとする。

(4) 出願人が複数である場合，OSIM は出願の筆頭に記載された出願人と連絡を行なう。ただし，特定の出願人が代表者として指名されている場合又は権限ある代理人が存在する場合はこの限りではない。

規則 5 登録出願対象

(1) 登録出願の対象は，工業的に又は職人により製造され得る実用製品に組込まれる工業意匠又はひな形とする。

(2) 次は保護対象から除外される。

(a) その目的及び外観が公序良俗に反する工業意匠又はひな形

(b) 管轄当局の承認を得ることなく，技術的機能，国家及び地域社会又は国家連合の公章及び公的又は歴史的な旗によって決定される外観を有する工業意匠及びひな形

(c) [廃止]

(d) 適正な許可を得ることなく人物の肖像を含む工業意匠及びひな形

(e) 所有者の許可を得ることなく，登録又は出願された商標及び地理的表示を含む工業意匠及びひな形

(f) 所有者の許可を得ることなく，既知の美術品を採用した工業意匠及びひな形

(g) 自然の要素(植物，動物)又は幾何学的要素を表わす工業意匠及びひな形で，そのまま(すなわち様式化することなく)複製されたもの

規則 6 公用語

OSIM に提出される工業意匠及びひな形の登録出願及びこれに関する連絡はすべてルーマニア語で作成されるものとする。

規則 7 工業意匠及びひな形の登録出願の秘密的性質

OSIM は、工業意匠及びひな形の登録願書に記載される情報並びにかかる願書に添付される図的表現物に関し、OSIM の一般登録局におけるその提出日から本法第 20 条に基づく公告のためこれらが伝達される日までその秘密性を保証し、責任をもってこれを厳守する。

ただし、出願人又は創作者が願書に記載される情報を開示した場合は、OSIM は責任を免れるものとする。

規則 8 正規の国内出願

(1) 正規の国内出願は次により構成される。

(a) ロカルノ協定に基づく国際分類上同一の製品範疇に含まれかつ同一類及び同一種に属する工業意匠又はひな形を対象とする、工業意匠又はひな形の登録出願

(b) 工業意匠及びひな形の外観に関する要素のみを含む工業意匠又はひな形の簡潔な説明

(c) 図的複製物 10 部、うち少なくとも 1 部を原本とみなすものとする、複製物としては 9 部

(2) 工業意匠又はひな形の登録願書は、標準様式(同封)においてタイプ原稿で 3 部作成され提出されるものとする。

(3) 登録願書には次を記載する。

出願人の名称、国籍及び住所

権限ある代理人の名称、国籍及び住所

作者の名称、国籍及び住所

工業意匠又はひな形登録証の付与を明示的に申請する文言

工業意匠又はひな形を組込む製品の名称

工業意匠又はひな形の名称

保護請求の対象たる工業意匠又はひな形の件数

公告のため必要な紙面範囲(提出される図的複製物の大きさに従う。)及び白黒又はカラーの何れかの指定

公告の繰延請求

パリ条約に基づく優先権の主張

工業意匠又はひな形の説明

手数料の納付に関する記述

工業意匠又はひな形の新規性に関する作者の正式な宣言

出願人の署名

添付書類一覧

出願の作成日

(4) 登録出願及び添付書類の様式に関する条件

削除、訂正、単語又は行の追加は、原本において出願人がその旨明示的に証明していない限りは認められない。

良俗に反する表現又は第三者を誹謗するような発言は認められない。

出願人が工業意匠又はひな形の作者でない場合は、当該願書に、工業意匠又はひな形の登録を求める法的根拠(創作的任務を伴う雇用契約、譲受又はライセンス契約、承継その他)を記すものとし、またこれを裏付ける書証を必ず添付するものとする。

出願人の身元及び住所が明らかでないか又は出願人の署名を欠く不完全な願書は受理を拒絶される。

工業意匠又はひな形の名称，及び工業意匠又はひな形を組み込んだ製品の名称は，商用の暗号又はタイプサイズを用いることなく，一般的かつ広く知られた概念で表現するものとする。上記以外の情報は願書に記載してはならず，また本法に規定されるもの以外の書類又は資料はこれに添付してはならない。

(5) 工業意匠又はひな形に関する簡潔な説明は，願書又は署名捺印した添付書類上に直接記載するものとし，かかる説明には，願書に添付された複製物に当てはまる美的外観に関する新規な特徴的要素(最大 100 語)のみを記すものとする。製品名称のみによる認識が不可能である工業意匠又はひな形については，その実用性について陳述する。

当該説明は，技術上又は操作上の詳細，技術的特徴，大きさ及び細目を含んではならない。

(6) 願書と共に提出される図的複製物は次の形を取ることができる。

(a) 専門の品質基準を満たし，かつ，焼付による複製を行なうに十分なコントラストを有する白黒写真又はカラー写真

(b) 専門の品質基準を満たす白黒又はカラーによる複製物で，製図器械を用いてトレーシング・ペーパー又は高品質の白い紙に墨で描かれたもの

工業意匠又はひな形は，他の付属物(人物，動物等)を伴わずに，できれば遠近法で表現されることが望ましい。

図的複製物の最大寸法は 60mm × 60mm 又はその倍数とするが，最大で 180mm × 240mm を超えてはならない。

図的表現物の原本には登録出願の出願人の署名を付すほか，場合に応じてその捺印も施すものとする。同一の製品が複数の位置において又は異なる角度から表現されている場合，番号は点で分けた 2 つの数字(例えば，1 つ目の製品を 1.1, 1.2, 1.3…とし，2 つ目の製品を 2.1, 2.2, 2.3…とする等)で表わす。かかる番号は原本上に記載する。

(7) 次は図的複製物として認められない。

(a) 断面図又は平面図により，対称軸及び寸法で製品を表わし，かつ説明文又は表題を付けた技術図面

(b) オフセット法又は転写法による複製が不可能である図的表現物

規則 9 複合出願

(1) 複合出願は，同一の製品範疇に含まれ，かつ同一類及び同一種に属する複数の工業意匠又はひな形を 100 件を上限として含む出願である。すべての図的複製物は A4 サイズの用紙で作成して出願に添付するものとし，1 セットの図的複製物は各ひな形の複製 1 つを含むものとする。

(2) 出願の分割

ある出願に本法に規定される条件を満たさない複合出願が含まれる場合，工業意匠又はひな形が工業意匠及びひな形の国際分類に基づき単一概念を有する同一製品範疇に統合されないか又は同一類及び同一種に分類されない場合，出願人は 30 日以内に当該出願を分割しなければならない。

複合出願はそのすべての工業意匠及びひな形につき出願人及び創作者が同一でなければならず，そうでない場合は当該出願を分割しなければならない。

出願人は、本法及び本規則の規定を満たす各工業意匠又は各工業ひな形若しくは意匠及びひな形の各グループの登録願書(写)を OSIM に提出して当該出願を分割する義務を負う。

出願人が審査官より催告を受けてから 30 日以内に出願の分割を行わない場合、OSIM はその職権で当該出願を分割し、法律規定を満たす工業意匠及びひな形についてのみ審査を行なうものとし、残りの意匠及びひな形については出願手数料及び審査手数料の請求を行なう。かかる手数料が納付されない場合、分割出願は拒絶される。

OSIM に提出された個々の分割出願は、その分割元の出願の提出日及びその優先権から利益を得るものとする。ただし、これらの分割出願には、最初の出願の工業意匠又はひな形が修正を加えずそのままの形で含まなければならない。

(3) 出願の併合

2 件以上の登録出願は次の条件を満たすことを条件にこれを併合することができる。

国内出願日が同一であること

出願人及び作者が同一であること

工業意匠又はひな形が国際分類に従い同一の製品範疇に含まれること

分割の併合は、出願人の明示的な請求があった場合に、出願日から 3 月以内に行われる。

規則 10 補正、補完、訂正、期間

(1) 請求された補完書類は所定の期間内に OSIM に提出しなければならない。

(2) 何らかの情報又は図的複製物を追加することにより出願を補正すべく出願人が提出した補完書類は受理されず、また考慮の対象とならない。

(3) 提出された図的複製物は、複製品質の向上又は寸法の修正のみを目的とする場合に限り、8(4)に規定される制限内で他の図的複製物と置き換えることができる。置き換えられた用紙には出願人の署名及びかかる置き換の日を記載するものとする。

(4) 期間とは本法及び本規則に規定されるものをいう。期間が遵守されない場合は、ファイルに現存する書類に基づいてのみ出願の審査が行われる。

(5) 日数により表わされる期間は暦日を意味し、また当該期間の開始日及び満了日を何れも含まない。年数、月数又は週数で表わされる期間は、かかる年、月又は週の、開始日に該当する日に終了するものとする。

(6) ある月の 29 日、30 日及び 31 日に開始する期間がかかる日付の存在しない月に終了する場合、かかる期間は翌月の最初の日に終了するものとみなされる。休祭日又は非就業日に終了する期間は、翌就業日の終了時まで延長されるものとする。

(7) 期間は手続書類の通知日に開始する。なお、ここでいう通知日とは、OSIM の通知が投函された日をいう。

(8) OSIM に郵送される手続書類は、所定の期間の満了に先立って郵便局に付託された場合(郵便局印による。)に限り、期間を遵守したものとみなされる。

OSIM の通知に対する返答の期間の延長請求には、郵便局又は OSIM の登録局による受領日(該当する期間内のもの)が記載されなければならない、また期間延長の請求理由を記すものとする。OSIM は期間延長請求の承認又は拒絶を請求者に書面で通知するものとする。

(9) 手続書類が所定の期間内に提出されない場合、出願人が自らの意志を超えた状況により行為を妨げられたことを立証し、かつかかる状況の中止から 2 月以内に手続を実行する場合に限り、本法及び本規則に規定される処罰は発生しないものとする。

規則 11 正規の国内出願日

(1) 正規の国内出願日は、OSIM が本法第 12 条に規定される書類をすべて受領した日とし、かかる出願日は出願国内登録簿に記載されるものとする。

(2) 本法第 12 条に規定される条件が 1 つでも満たされない場合、出願は OSIM の一般登録局において受領されるが、出願国内登録簿には記載されないものとする。

OSIM は OSIM の文書局に保管するための写 1 部を除き、出願人に書類を返還するものとする。

規則 12 国内出願日の決定に左右しないその他の出願添付書類

(1) 委任状

工業意匠又はひな形の登録出願が権限ある代理人によりその署名の下で行われる場合、出願人本人の署名ある委任状の原本を提出しなければならない。かかる委任状は、出願時又は遅くとも出願から 3 月以内に提出されることを要し、かかる提出がない場合は当該出願は出願国内登録簿から抹消されるものとする。

出願人が出願後に権限ある代理人を指名した場合、委任状を提出しなければならない。

委任状には、出願の対象物(工業意匠又はひな形の名称)並びに委任状の署名者の名称及び住所を明記する。なお、外国人の場合は同時にルーマニア語による委任状も作成するものとする。

(2) 優先権書類

工業意匠又はひな形の登録出願が本法第 17 条及び第 18 条に基づく 1 つ又は複数の優先権を主張する場合、1 部又は複数の優先権書類を原本をもって提出するものとし、出願日から遅くとも 3 月以内に法定手数料を納付するものとする。

優先権書類及び手数料納付の書証の提出がない場合は、主張された優先権は認められない。

優先権主張の条件についてはパリ条約に規定されている。

優先権の主張は出願と同時に行なう。

優先権を主張する工業意匠又はひな形は、保護を主張する工業意匠又はひな形と同一でなければならない。

(3) (博覧会優先権主張のための)保証証明書

本法第 18 条に基づく優先権の主張は次を記した保証証明書により実証されるものとする。

当該工業意匠又はひな形が展示された博覧会の主催者の名称及び住所

当該博覧会の名称、開催地及び開催期間

当該博覧会に当該意匠又はひな形を展示した者が自然人である場合はその名称及び住所、法人である場合はその名称及び本店所在地

公式展示期間

保証証明書の番号及び日付、博覧会的主催者の署名及び捺印

展示された意匠又はひな形の図的表現物

展示された工業意匠又はひな形の簡潔な説明

(4) 優先権を主張する権利に関する権限

工業意匠又はひな形の登録出願人が第三者に属する優先権を主張し、かかる優先権の承認を求める場合、優先権の所有者は、出願人に最初の出願の優先権を主張する権利を与えることを示す授權書を OSIM に提出するものとする。

かかる授權書は優先権主張日から遅くとも 3 月以内に提出されなければならない、かかる期限

が遵守されない場合は OSIM は主張された優先権を承認しない。

(5) (2) , (3) 及び(4)に記載の書類が、英語、フランス語又はドイツ語のうちの何れかにおいて作成されたものでない場合、出願人又は権限ある代理人はその署名の下でかかる書類の翻訳文を作成する。

規則 13 取下、放棄

(1) 出願人は、工業意匠又はひな形の登録出願について承認又は拒絶の決定がなされる前に限り、OSIM の工業意匠及びひな形局に宛てて書面で申請することにより、かかる登録出願を取り下げることができる。ただし、OSIM に対し登録出願の取下請求がなされた日までに、公告又は審査の準備等の何らかの手續が既に実行された場合、かかる手續に関する手数料の払戻は行われない。

複合出願の場合、出願人は、登録出願の対象たる工業意匠又はひな形の全部又は一部につき取下を請求することができる。

(2) 出願人は、登録証から生ずる権利を、かかる登録証の有効期間内に限り、かつ書面で申請することによってのみ、放棄することができる。

(3) 出願又は登録証の放棄は、出願人の作為又は不作為による当該出願又は登録証から生じる権利の放棄を意味する。

第 2 章

規則 14 予備審査

(1) 正規の国内出願の審査

工業意匠及びひな形の登録出願は、次の事項を確認する予備審査を受けなければならない。

- (a) 出願の様式に関する条件の充足
- (b) 本法第 10 条、第 11 条及び第 12 条に規定される条件の充足
- (c) 図的表現物について規定される条件の充足
- (d) その他の出願添付書類について規定される条件の充足
- (e) 権限ある代理人が OSIM に対し出願人を代理する権利を有しているか否か
- (f) 約定の優先権が OSIM に提出された優先権書類によって正確に主張されかつ裏付けられているか否か
- (g) 適正な手数料が納付されているか否か、及びかかる納付の事実を証明する書類があるか否か
- (h) 出願人が登録証の受領資格を有しているか否か

(2) 出願に他の付加的な情報が含まれる場合、又は所定のもの以外の書類若しくは資料が添付される場合、当該出願はかかる付加的な要素を考慮せずに審査されるものとする。

これらの付加的な資料は、出願人の請求によりその費用負担をもって返還され得る。

6 月が経過した後も出願人がかかる資料を請求しなかった場合、OSIM はこれらを破棄し、かつファイルに綴られた報告書にその旨を記録するものとする。

(3) OSIM が、登録出願の審査後、本法及び本規則に規定される条件の充足に関する瑕疵を確認した場合は、その旨出願人に通知するとともに出願人に対し返答のための猶予期間を与えるものとする。工業意匠又はひな形の登録出願に関する如何なる手続も、本法の定める期間内に請求された補完書類が提出されかつ手数料の納付が立証されない限り開始されることはなく、また当該出願は、場合に応じて、ファイルの中に現存する書類に基づいて審査されるか又は出願国内登録簿から抹消されるものとする。

出願の審査後において上記の条件がすべて充足されている場合、当該出願は正規の国内出願として成立し、その旨が出願国内登録簿に記録されるものとする。

規則 15 出願の分類

OSIM は、工業意匠及びひな形の国際分類に関するロカルノ協定に従って工業意匠又はひな形の登録出願を分類し、各願書にその類及び種を記載する。

規則 16 工業意匠又はひな形の登録出願の公告

(1) 正規の国内出願を構成する、工業意匠又はひな形の登録出願及びその図的複製物は、当該出願の OSIM への出願日から遅くとも 6 月以内に BOPI-DMI に公告されなければならない。

(2) 納付すべき交付手数料はできれば出願時に納付するか、又は出願人により正規の国内出願が構成された日から遅くとも 3 月以内に納付すべきものとする。かかる 3 月の手数料納付期間は、納付されるべき金額がかかる期間の末日までに OSIM の口座に振込まれるよう計算されるものとする。

(3) 各登録出願につき、OSIM によって作成された書誌情報及び説明並びに工業意匠又はひな

形の図的表現物が公告される。

(4) 工業意匠又はひな形の図的表現物は、出願人が出願時に使用したものと同一の寸法により、また出願人がカラー公告のための手数料を納付しない限りは白黒で、公告されるものとする。

(5) 基準寸法の公告として認められる寸法は 60mm×60mm 又は各辺その倍数とし、180mm×240mm を最大寸法とする。

(6) 次の事項は BOP1-DMI に公告されるものとする。

工業意匠及びひな形の登録出願(書誌情報, 説明, 図的説明)

工業意匠及びひな形国内登録簿に登録された工業意匠及びひな形

再審査委員会による判定及び裁判所の確定的裁定

工業意匠及びひな形登録証の取消に係る決定

工業意匠又はひな形登録証の有効性を維持するための手数料の納付を懈怠した結果たる、所有者の権利の失効

工業意匠又はひな形登録証の更新

登録出願の所有者の法律上の地位の変更

通常の情報

正誤表(場合に応じ)

複合出願については、すべての工業意匠及びひな形に関してであることを条件とし、かつ同一の期間においてのみ、公告の延期を請求することができる。

規則 17 工業意匠又はひな形の登録に対する第三者の異議申立

(1) 関係人は、工業意匠又はひな形の登録に関して、その公告の日から 3 月以内に異議を申し立てることができる。

(2) かかる異議申立は書面をもって提出され、工業意匠又はひな形の正規の国内出願が構成された日(下記公文書に記載された日)に先立って発行された公文書(小冊子, 書籍, 雑誌, 目論見書等)を添付しこれに基づいて行われるほか、異議申立の対象たるひな形を正確に記載するものとする。

(3) かかる異議申立は、郵便又はファクシミリにより、OSIM の一般登録局に直接提出するものとする。

(4) 工業意匠及びひな形の登録出願に異議を申し立てられた出願人は書面でその旨の通知を受けるとともに、返答のための猶予期間(出願人がルーマニアの居住者である場合は最長 30 日、外国居住者である場合は最長 60 日とする。)を与えられる。

(5) 所定の期間内に OSIM に提出されない異議申立、又はその添付書類に基づいていない異議申立は無視される。

規則 18 工業意匠及びひな形の登録出願の審査

(1) 本法及び本規則の規定に従って工業意匠又はひな形の登録出願が行われた後、審査委員会はかかる工業意匠又はひな形の登録の承認又は拒絶を判定し、かかる判定内容を判定登録簿に記載するものとする。

承認された工業意匠及びひな形の登録は、工業意匠及びひな形国内登録簿に記載されるものとする。

(2) 出願の審査にあたり審査委員会は、独自に創作された新規(又は独創的)な工業意匠及びひな形が保護による利益を享受し得ることを斟酌しつつ、本法第 8 条、第 9 条、第 10 条及び第 11 条の遵守状況を確認するものとする。審査委員会は、既知の工業意匠又はひな形と著しく性質を異にしない意匠及びひな形に新規性(又は独創性)がないことを確証する。審査委員会はまた、本質上技術的又は機能的な考慮により要求された意匠及びひな形には保護が及ばないことを確証する。

(3) 審査委員会は、工業意匠及びひな形局から選出された委員長 1 名及び委員 2 名から構成される。委員長は、工業意匠及びひな形局局長がその任に就く。

(4) 審査委員会は次の決定を行なう。

出願の抹消

出願の受理

出願の拒絶

出願の取下又は登録証から生ずる権利の放棄に対する処置

(5) OSIM は、出願人又はその承継人に対し、本法第 8 条、第 9 条、第 10 条及び第 11 条により規定される工業意匠又はひな形の登録条件の充足状況について審査委員会が行なった決定を通知する。かかる通知には、OSIM により与えられる返答のための猶予期間(概して、出願人がルーマニアの領土内に居住する場合は 30 日、それ以外に居住する場合は 60 日とする。)が明記される。出願人が当該期間内に返答しない場合は、出願は拒絶される。

(6) 工業意匠又はひな形の登録出願が拒絶された場合でも、登録手数料及び公告手数料は返還されない。

規則 19 工業意匠及びひな形の国際出願に関するヘーグ協定に基づいて提出された国際出願の審査

(1) 工業意匠及びひな形に関する国際公報の受領後、出願はその様式について審査を受ける。正規に構成された出願は出願国内登録簿に記録される。

(2) 正規の国内出願の書誌情報は、関係人の参考のため BOPI-DMI に公告される。ただしこれによる法律的效果はない。

(3) 審査委員会は、出願の審査にあたり、本法第 8 条、第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定の充足状況を確認する。意匠又はひな形に新規性がないと審査委員会が判断した場合、ジュネーブにある WIPO(世界知的所有権機関)の国際事務局に宛てて仮拒絶書が作成され、送付される。

(4) 審査委員会は、工業意匠及びひな形に関する国際公報が OSIM に提出された日から 6 月以内に、工業意匠又はひな形の登録につき承認又は拒絶の判定を行なう。

かかる承認又は拒絶の判定は判定登録簿に記録される。

拒絶の判定はジュネーブにある WIPO の国際事務局に通知される。

規則 20 審判

(1) 工業意匠又はひな形の登録出願に関する決定には、行政上、理由及びそれを裏付ける公文書に関する詳細な説明を付して、所定の期間内に書面で審判請求することができる。

法定手数料の納付証明を付した審判請求は、工業意匠及びひな形再審査委員会に宛てて司法省に提出するものとする。

(2) かかる審判請求は、OSIM 長官により指名された委員長 1 名及び委員 2 名(うち 1 名は法律家とし、また委員は審査委員会の委員が兼任してはならない。)から成る再審査委員会によって解決される。

(3) 再審査委員長は、OSIM 長官又はその権限ある代理人がこれを務める。

(4) 再審査委員会は、審判請求の承認又は拒絶を判定することができる。

(5) 再審査委員会は、再審査委員会規則に従って判断を行なう。

規則 21 工業意匠又はひな形登録証の付与

(1) OSIM による工業意匠又はひな形登録証の付与は、法定手数料が納付されていることを条件として、登録承認の判定が確定した日から 30 日以内に行なわれる。

(2) 登録証には書誌情報及び図的表現物が含まれる。

規則 22 更新

OSIM は、出願人から明示的な請求を受けた場合、工業意匠又はひな形登録証の全部又は一部を更新する。

更新請求は、遅くとも登録証の有効期間が満了する 1 月前までに、法定手数料の納付証明を添付して OSIM に提出するものとする。

更新は全体的にも部分的にも(即ち、工業意匠又はひな形のすべてについて、若しくは出願した工業意匠及びひな形の一部について)これを行なうことができる。

手数料の納付を確認した後、OSIM は更新を確認する書類を交付する。

更新は、工業意匠及びひな形国内登録簿に記録され、かつ BOPI-DMI に公告される。

規則 23 取消

1992 年法律 129 号の本法第 37 条に従い、工業意匠又はひな形登録証は、出願登録の時点で保護の付与条件が満たされていなかったことが確認された場合、関係人の請求によってその全部又は一部が取消される。

取消は工業意匠又はひな形登録証の有効期間中請求することができ、ブカレストの都市裁判所により決定される。

規則 24 手数料

(1) 工業意匠又はひな形の登録出願に関する手続はすべて手数料の納付を伴う。

(2) 本法の定める期間内に法定手数料の納付がない場合、OSIM は、工業意匠又はひな形の登録、登録証の更新若しくは審判請求の審査等に関する手続を実行しない。

(3) 手数料の納付証明は、所定の期間内に工業意匠及びひな形局に送付されるものとする。

(4) 出願の内容に関する情報を含まない納付関係書類は証拠書類として提出されるものとし、また金銭の払戻は納付者の名称及び住所が明らかである場合に限り行なわれるものとする。

(5) 出願及び公告手数料は、登録出願から 3 月以内に全額納付することが義務づけられている。かかる 3 月の手数料納付最長期間は 納付されるべき金額がかかる期間の末日までに OSIM の口座に振込まれるよう計算されるものとし、そうでない場合は出願は拒絶される。

(6) 基準寸法の 60mm × 60mm を超える大きさの図的表現物については、手数料はかかる図的表現物が基準寸法の何個分に相当するかによって計算される。

(7) 登録証の交付を受けるためには、審査委員会の確定的判定が通知されてから 30 日以内に手数料納付の証拠を提出しなければならない。手数料の納付がない場合、所有者の権利は失効する。

(8) 出願人の法律上の地位が法律的に変更された場合、手数料の納付と共に変更申請書を提出しなければならない。かかる提出がない場合、当該変更は効力を生じない。